

暫定議題
第 30 回委員会年次会合に付属する拡大委員会
2023 年 10 月 9–12 日
韓国、釜山

青色でハイライトした議題項目にかかる議論は、会合開会前に文書通信により開始される。

1. 開会

1.1. 第 30 回委員会年次会合に付属する拡大委員会議長及び副議長の確認

1.2. 議題の採択

1.3. オープニング・ステートメント

オープニング・ステートメントは会合の公式記録となる。会合開始前に電子的コピーを事務局まで提出されたい。

1.3.1. メンバー

1.3.2. オブザーバー

2. 事務局からの報告

事務局長が過去 1 年間の事務局の活動について報告する。会合参加者は当該報告を事前に読了しているものと想定し、この議題項目では主に当該報告に対するコメント及び質疑応答を行う。

2.1. CCSBT 職員規則改正案

メンバーは、事務局長が提案した CCSBT 職員規則改正案を承認するよう要請されている。これらの修正提案は、当該職員規則を近代的な雇用慣行と調和させるとともに、現行の国連職員規則をより良く反映し、曖昧さを排除し、オーストラリアの雇用基準を満たし、かつさらなる透明性を確保することを目的としたものである。

3. 財政及び運営

事務局長が 2023 年改訂予算案及び 2024 年予算案（2025 年及び 2026 年の仮予算を含む）の概略を説明する。予算及びその他の運営上の課題にかかる詳細な検討は財政運営委員会に諮問され、勧告予算とともに拡大委員会（EC）に答申される予定である。

3.1. 財政運営委員会（FAC）からの報告
メンバーは、改訂予算及び将来の予算案にかかる FAC の通常業務に加え、不用額をより良く管理するための合意された報告様式への変更及びアプローチの見直しについて承認することが要請される。

4. SBT 漁業及び ERS 相互作用に関するレビュー

各メンバーは、会合に先立ち、CCSBT 28 において採択された [遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書のテンプレート](#) を使用して、各々の SBT 漁業活動に関する報告書を提出することとされている。会合参加者はこれらの報告書を事前に読了しているものと想定し、会合時には報告書の説明は行わない。すなわち、この議題項目では、報告書に関する質問、コメント及びフォローアップの議論を行う。直前の遵守委員会会合において議論された課題については必ずしも議論する必要はない。

4.1. メンバーによるプロジェクトに関する報告

本小議題項目は、メンバーによる特別なプロジェクト（以下を含む）について報告する機会を提供するものである。

- オーストラリアによる、自動化されたステレオビデオ（SV）の試行の進捗状況に関するアップデート
- 日本による、継続的な日本市場のモニタリングに関するプロジェクトについてのアップデート

5. 戦略・漁業管理作業部会からの報告

事務局は、7月に開催された第6回戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）の成果について報告する。この報告には、新たなCCSBT戦略計画及び関連する作業計画の策定に関する進捗状況が含まれる。

6. 遵守委員会からの報告

遵守委員会議長が、2023年10月に開催される第18回遵守委員会会合の報告書について説明する。遵守委員会（CC）は、ECに対して勧告や決議案についての検討を求める可能性がある。

7. 拡大科学委員会からの報告

拡大科学委員会（ESC）議長が、2023年8月/9月に開催されたESC会合報告書について説明する。ESC会合の重要な成果は、全面的な資源評価の完了である。またESCは、科学調査計画（SRP）活動の結果のレビュー、漁業指標の定期的評価の実施、2024年から2026年までの期間に関するTAC勧告の再確認、SBT資源状況に関する助言の提供（管理方式にかかるメタルール及び例外的状況の評価を含む）を行う予定である。さらにESCは、SFMWG及び電子モニタリング作業部会から提起された関連勧告についても検討する。

8. 総漁獲可能量及びその配分

8.1. TACの決定

CCSBT 27において合意された2021年から2023年までの既存のTACは、各年17,647トンであった。

ESCは2022年に管理方式を運用し、2024-2026年の各年のTACを20,647トンとすることを勧告した。管理方式の採択に関する決議に基づき、全世界の総漁獲可能量を設定するための指針としてMPを利用するものとされている。

2024年から2026年までのTACは2022年に設定される予定であったが、メンバーはこの決定をCCSBT 30まで延期することを選択した。

8.2. 調査死亡枠

CCSBT 29において、ECは2024年から2026年までの各年における調査死亡枠（RMA）として、TACから引き続き6トンを固定して留保していくことに合意した。本議題項目は、メンバーに対し、2024年の調査活動向けの当該RMAの配分について承認を求める機会を提供するものである。

8.3. TACの配分

2021-2023年のTAC配分はCCSBT 27において合意された。クオータの配分には、インドネシアに対する2021年及び2022年における一時的な特別枠80トンが含まれている¹。

2024年から2026年までのTACは、CCSBT 29において全世界の総漁獲可能量の配分に関するCCSBT決議に基づき配分される予定であったが、その決定はCCSBT 30に延期された。

CCSBT 29は、メンバーによる検討に向けて、インドネシアがCCSBT 30でのTAC配分を変更する提案を行うことに合意した。またCCSBT 29は、インドネシアによる当該提案は配分割合に対する単純な調整であって、完全に新規の配分メカニズムを提案するものではないことに留意した。

¹ CCSBT 27は、このアレンジメントは将来の配分量の決定において何ら前例となるものではないことに留意した。

9. 生態学的関連種 (ERS)

この議題項目は、ERS に関するメンバーのパフォーマンスにかかる事務局からの報告² について検討する機会を提供するとともに、IOTC、WCPFC 及び ICCAT の年次会合における ERS に関する決定を考慮するべく CCSBT の ERS 決議³ 別添 1 に含まれる ERS 措置一覧のアップデートを検討するための常設議題項目である。またこの議題項目では、メンバーが提起したいその他の ERS 問題についても検討することができる。さらにメンバーは、本議題項目の下に CCSBT の海鳥に関する複数年戦略の進捗状況を検討することを望む可能性がある。

10. 非メンバーとの関係

CCSBT 29 による要請を受け、事務局は、中国、フィジー、モーリシャス、パナマ、シンガポール及び米国に対して、オブザーバーとして CC 18 及び CCSBT 30 に参加するよう招請した。メンバーは、SBT に関する重要な水揚げ港又は市場国となっている又はなりつつある国について、その通報を裏付ける背景情報とともに、事務局長に対して遅くとも会合の 6 週間前までにこれを通報することとされている。これらの通報は、本議題項目における事務局文書に含められる予定である。EC は、同年中に SBT を漁獲している国等が確認された場合には、休会期間中に意思決定プロセスを通じて、その他の非メンバー国に会合への参加を招請する決定を行うことができる。

11. 他の機関との活動

11.1. 関連するその他 RFMO の会合からの報告

他の RFMO との協力関係を改善するため、CCSBT のメンバーは関心のある RFMO 会合において CCSBT オブザーバーとなり⁴、これらのメンバーは CCSBT に対して関連事項の報告書を提出している。この議題項目において、以下の機会が与えられる。

- オブザーバーとなったメンバーは、これらの会合における関連事項を簡潔に説明する。
- 2024 年の CCSBT 以外の会合における CCSBT オブザーバーについて合意する。
- 事務局がその他の機関との関連活動について報告する。

12. データ及び文書の機密性

12.1. 2023 年の報告書及び文書の機密性

この議題項目は、CCSBT 29 に関連する会合報告書及びこれらの会合のために作成された一切の文書について、これらを非公表とすべきかどうかについて検討するものである⁵。

² この報告書は、CCSBT 30 会合の直前に開催される遵守委員会において発表される予定である。

³ CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議

⁴ WCPFC、CCAMLR、IOTC、ICCAT 及び IATTC について、韓国、ニュージーランド、インドネシア、日本及び台湾がそれぞれオブザーバーとなる。

⁵ 拡大委員会が報告書の公表を制限することに合意しない限り、CCSBT 30 に関連する会合の報告書は CCSBT 30 後に公表される。同様に、そのような会合に提出された文書が既に制限されている情報を含んでいないか、又はかかる文書の著者（若しくは、著者がメンバーの代表である場合には、メンバー）が公表について制限することを要求しない限り、当該文書は CCSBT 30 後に公表される。

13. 2024年の会合

2024年に開催する会合の日程について検討する必要がある。回章#2023/012において、2024年に開催予定の主な会合にかかる暫定的な日程が以下のとおり合意された旨を伝達した。

- 生態学的関連種作業部会 (ERSWG) : 2024年6月4-7日
- 拡大科学委員会 (ESC) : 2024年9月2-7日
- 遵守委員会 (CC) : 2024年10月3-5日
- 拡大委員会 (EC) : 2024年10月7-10日

ECは、これらの暫定的な日程について確認する必要がある。

さらに、ECは以下を行う必要がある。

- ERSWGの開催地の決定
- 遵守委員会会合の直前（すなわち2024年10月2日）に非公式遵守専門作業部会 (TCWG)を開催するかどうかの決定

財政運営委員会が2024年予算に反映することができるよう、議題のかなり早い段階でこれらの事項を決定する必要がある。

14. 第31回CCSBT年次会合に付属する拡大委員会の議長及び副議長の選出

CCSBT 24は、選出された議長及び副議長がさらに3年の期間において再選出されることを可能とする形で[CCSBT 手続規則](#)の規則4 (1)を改正した。このことにより、議長及び副議長は最大で4年間在職することが可能となった。全メンバーは、拡大委員会の議長及び副議長となる者の指名を検討するよう要請されている。選出された議長及び副議長は、CCSBT 30の直後から職務を開始する。議長及び副議長が選出されなかった場合は、CCSBT 31に関しては主催国が議長を指名する従来の方式を継続することとなる。

15. その他の事項

16. 閉会

16.1. 報告書の採択

16.2. 閉会